

令和 8 年の熊本地震により被災された皆さまの
医療機関等の窓口における一部負担金の免除等について

令和 8 年の熊本地震により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

ワールド健康保険組合では、以下免除対象者に該当する方につきまして、医療機関等の窓口で免除証明書を提示いただくことにより、窓口での一部負担金の支払いを免除いたします。免除証明書を希望される方は、一部負担金免除申請書に必要書類を添えてワールド健康保険組合へご提出ください。

【免除対象者】

以下（１）（２）のいずれにも該当する方

- （１）令和 8 年熊本地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する、ワールド健康保険組合の被保険者又は被扶養者であること

[対象地域はこちら](#)（内閣府ホームページをご確認ください）

- （２）令和 8 年熊本地震に伴う災害による次のいずれかに該当する方であること

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者の行方が不明である
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

【免除対象期間】

各市町村の災害救助法適用日（令和 8 年 7 月 2 8 日）から令和 8 年 11 月 30 日まで(予定)

【支払を免除する一部負担金等の範囲】

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

※以下については免除対象外です

- ・ 食事療養標準負担額・生活療養標準負担額
- ・ 柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等の療養費

【免除申請手続き】

「健康保険一部負担金免除申請書」に「罹災証明書」等を添えて健康保険組合へ提出してください。

（添付書類の詳細は申請書をご覧ください。）

医療機関で診療を受ける際、発行された証明書をマイナ保険証等に添えて提出することにより、窓口で支払う一部負担金等が免除されます。

健康保険一部負担金免除申請書は[こちら](#)

【一部負担金等の還付手続き】

免除対象者のうち令和 8 年熊本地震後の受診分について、既に医療機関の窓口の一部負担金等を支払っている場合は、その一部負担金等を還付します。（原則、受診日翌日から 2 年以内にご申請ください。）

「健康保険一部負担金還付申請書」を記入し、領収証原本（医療点数がわかるもの）とともに健康保険組合へ提出してください。（添付書類の詳細は申請書をご覧ください。）

健康保険一部負担金還付申請書は[こちら](#)

【その他】

◆被災によりマイナ保険証（マイナンバーカード）、資格確認書を紛失されたとき

- ・マイナ保険証等の紛失等により、保険医療機関等にマイナ保険証等を掲示できない場合は、加入している保険者名（ワールド健康保険組合）、氏名、生年月日、事業所名等を申し出ることで受診できます。
- ・資格確認書を紛失された方は[資格確認書の再交付申請](#)をしてください。

◆健康相談窓口

相談料無料・プライバシー厳守で、電話やメールにて相談できます。

利用対象者：ワールド健康保険組合の被保険者・被扶養者

詳細は[こちら](#)